

1(1) : 35-36.

- YAMADA, Y. 1936. Notes on some Japanese Algae. VII. Sci. Pap., Inst. Algol. Res., Hokkaido Imp. Univ. 1(2) : 138-140.  
YAMADA, Y. 1941. Notes on some Japanese

Algae. IX. Sci. Pap., Inst. Algol. Res., Hokkaido Imp. Univ. 2(2) : 208-209.

- WAGNER, F.S. 1954. Contribution to the morphology of Delesseriaceae. Univ. Calif. Publ. Bot. 27 : 279-345.

## 新刊紹介

Voss, E.G. *et al.* (ed.) **International Code of Botanical Nomenclature**, adopted by the Thirteenth International Botanical Congress, Sydney. August 1981. *Regnum Vegetabile* Vol. 111. xv + 472 pp. Bohn, Sheltema and Holkema, Deventer. 1983. Hfl. 110 (U.S. 46.25\$). ISBN 90-313-05723.

国際植物命名規約 'Leningrad Code' 1978 (藻類 27: 160 参照) につづいて, 1981年 Sydney で行われた第13回国際植物学会議で採択された改訂をとり入れた 'Sydney Code' 1983 が発刊された。

全体の構成, 75条までの規定などは前の版と殆んど変りない。ただ LINNE' の発表した属名の綴りに関する第74条が削除されたので, 前回削除の第70, 71条とともに実質的には72の条文からなっている。文章の変更や字句のさしかえ, 例をとりかえるなど, 変わった部分は100カ所以上になるが, その大部分は表現を明確にするためのものである。

重要な変更の1つは保留名 *nomina conservanda* に種名が加えられたことである (第14条)。科名・属名の保留だけでなく, 種名の保留ということは, これまで数回の Congress で話題となりながら採択されなかった案件で, 今回ついにわずかの差で可決された。ただし, 種名の保留は経済的に重要な種に限るという制約がつけられている。保留の手続きは属名の場合と同じとなっている。第10条では属や亜属などの名のタイプは種名のタイプであることが明記された。これまでは属名のタイプは種であるとされていたのと異なっ

ている。種名のタイプは一般的には1枚の標本である。また科や亜科のタイプについても同様である。第57条では自動名 *autonym* (自動的に決められる亜種や変種などの名前) の規約を強化している。付け加えられた第57条3項では“自動名はそれが確立された同じ日付と階級の名前に対して先取権をもつ”ということが示されている。この点は複雑で分かりにくい, 藻類の場合には種以下の分類群についての区分を被子植物ほど細かくしていないし, 海藻についての実例を探しても, ちょっと気付かない位なので, 問題が起ることは少ないものと考えている。

その他第59条の菌類に関する規定や, 附録Iの雑種に関する規定が大幅に書きかえられた。しかし, これらも藻類の場合にはほとんど影響がないだろう。

また, タイプを含まない部分に対して広く使用されて混乱のもとになる名前を廃棄 *reject* する条項 (第69条) が強化され, 廃棄名 *nomina utique rejicienda* の表が附録IVとして加えられた。この手続きも属名などの保留の場合と大体同様である。現在は *Bromus purgans* L. のみがここにリストされている。

Leningrad の Congress (1975) 以後, 藻類に関しても保留科名や属名の提案は50以上なされているけれども, 附録の保留属名表 *nomina generica conservanda et rejicienda* の藻類部分に変更がなく, ただ前回の総会で最終決定されなかった *Cystophora* と *Chloromonas* が認められたことだけが違っている。

(北大・理・植 吉田忠生)